

令和7年度豊中市物価高騰対応食費支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食料品価格の高騰等により、市民生活への負担感が大きいことから、全世帯に対する経済支援策として全国共通おこめ券（以下「おこめ券」という。）の給付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次条に規定される対象世帯に給付されるおこめ券は、前条の目的を達するために、豊中市（以下「市」という。）によって贈与されるおこめ券をいう。

(給付対象世帯)

第3条 おこめ券の給付の対象となる世帯（「以下「給付対象世帯」という。）は令和7年12月1日（以下「基準日」という。）において、豊中市の住民基本台帳に記録されている世帯（基準日より前の日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日時点において、豊中市内で生活していたが、基準日以後一貫していずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて豊中市の住民基本台帳に記録されることとなった者のみで構成された世帯及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、豊中市内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている世帯に準ずるものとして市長が認める世帯を含む。）とする。

2 市は、前項に掲げる給付対象世帯の、住民基本台帳に記載された基準日現在の住所、構成員氏名、世帯主名、その他必要な事項を記載した給付対象世帯リストを作成し、これに基づきおこめ券を給付するものとする。

(給付するおこめ券の額)

第4条 前条の規定により給付対象世帯に対して給付するおこめ券の金額は、1世帯当たり4,400円とする。

(受給権者)

第5条 おこめ券の受給権者は、第1号又は第2号に規定する者とする。

(1) 給付対象世帯の世帯主（第3条に規定する基準日以降に当該世帯主が死亡した場合において、他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者又はこれにより難しい場合は、死亡した世帯主以

外の世帯構成者のうちから市が選ぶ者を含む。以下、同じ。)

- (2) 基準日において、豊中市に居住し、その住民票を移していない者で、次の
- (ア) から (ウ) までのいずれかの要件に該当し、その旨を申し出た者
 - (ア) 配偶者等からの暴力を理由に避難し、配偶者等と生計を別に行っている者及びその同伴者で構成された世帯であって、基準日において、豊中市に居住し、その住民票を移していない者で、一定の要件を満たす者
 - (イ) 虐待等により、豊中市に所在する児童福祉施設等に入所等している児童等
 - (ウ) 養護者から虐待を受けたことにより、豊中市に所在する障害者支援施設等に入所等の措置が採られている障害者及び高齢者

(給付の方式)

第6条 市は、第5条第1号に規定する世帯主に対し、おこめ券を送付する。

2 前項による給付対象世帯の世帯主は、同項に規定のおこめ券の支給を受けた際、市に対して受給の拒否を申し出ることができる。

3 第1項の規定により送付されたおこめ券を、事情により受給することができなかつた世帯主は、市に対し、再発送を依頼することができる。

4 第5条第2号の規定に基づく者その他市長が必要と認める場合で、第3条第1項に掲げる世帯以外でおこめ券の給付を受けようとする者は、「物価高騰対応食費支援給付兼送付先変更申込書」(様式1)を提出するものとする。

5 前項の規定による申込書の提出は、郵送又は電子申請により行う。ただし、これにより難しい場合は、市の窓口にて申込書を提出する方法により行うことができる。

6 申込書の提出に当たっては、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、当該申込書を提出する本人によるものであることを証する。

7 市は、申込書の提出に当たって必要と認める場合は、第1項に掲げる世帯以外で給付を受けることができる理由を疎明する資料の提出を求めることができる。

(代理による申込書の提出)

第7条 前条第4項に規定する申込書を提出する者に代わり、代理人として当該申込書の提出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 前条第4項に規定する申込書の提出については提出時点の受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 受給権者の法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の

審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が前条第4項に規定する申込書を提出するときは、公的身分証明書の写し等の提出により、代理人が当該代理人本人であることを証するものとする。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申込書及び再発送の申出期限)

第8条 第6条第3項及び第4項の規定による再発送の依頼及び申込書の提出の期限は、令和8年4月30日とする。

2 前項の期限までに第6条第3項及び第4項の規定による再発送の依頼及び申込書の提出がなく、おこめ券の受給がなかった者については、おこめ券の受給を辞退したものとみなす。

(給付の決定等)

第9条 市長は、第6条第4項の規定により申込書を受理したときは、速やかに内容を確認(申込書の提出による給付及び送付先変更の決定)の上、当該給付対象者に対しおこめ券を給付する。

(不当利得の返還)

第10条 市は、偽りその他不正の手段によりおこめ券の給付を受けた者に対しては、給付を行ったおこめ券の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 おこめ券の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から実施する。